

○環境省令第二十号

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十条第一項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月三十日

環境大臣 浅尾慶一郎

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	(定期及び臨時の水質検査) 第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 (略) 二 検査に供する水(以下「試料」という。)の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十一の項まで、三十七の項、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。 三 第一号口の検査の回数は、次に掲げるところによること。 イ 基準の表中一の項、二の項、三十九の項及
改 正 前	(定期及び臨時の水質検査) 第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 (略) 二 検査に供する水(以下「試料」という。)の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。 三 第一号口の検査の回数は、次に掲げるところによること。 イ 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及

び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十九の項及び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十八の項まで、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項に関する検査（同表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する検査であつて簡易水道事業を営営する水道事業者が行うものを除く。）については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし

び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十

、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十一の項まで、三十三の項から三十八の項まで、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項に関する検査（同表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する検査であつて簡易水道事業を経営する水道事業者が行うものを除く。）については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

二 基準の表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、簡易水道事業の場合

一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

（新規）

-
- にあつては、次のとおりとする。
- (1) おおむね三箇月に一回以上とすること。
- (2) 当該事項についての過去の検査の結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、(1)の規定にかかわらず、おおむね六箇月に一回以上とすることができ。
- (3) 当該事項についての過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、(1)の規定にかかわらず、おおむね一年に一回以上とすることができ。
- (4) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、(1)の規定にかかわらず、
-

おおむね三年に一回以上とすることができ
る。

(5) 過去一年間における当該事項についての
検査の結果が基準値の五分の一を超えた場
合は、(2)、(3)及び(4)の規定にかかわらず、
おおむね三箇月に一回以上とすること。

四 次のイ及びロに掲げる事項に関する検査は、
当該イ及びロに掲げる場合に該当する場合には
、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略す
ることができること。

イ 次の表の上欄に掲げる事項に関して、当該
事項についての過去の検査の結果が基準値の
二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の
下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一
部を行う必要がないことが明らかであると認
められる場合

基準の表中三の項から五の項 まで、七の項、十二の項、十 三の項（海水を原水とする場 合を除く。）、二十七の項（	（略）
--	-----

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、
当該事項についての過去の検査の結果が基準値
の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の
下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部
を行う必要がないことが明らかであると認めら
れる場合は、第一号及び前号の規定にかかわら
ず、省略することができること。

基準の表中三の項から五の項 まで、七の項、十二の項、十 三の項（海水を原水とする場 合を除く。）、二十六の項（	（略）
--	-----

浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十七の項、三十八の項、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項	
基準の表中六の項、八の項及び三十三の項から三十六の項までの上欄に掲げる事項	(略)
基準の表中十四の項から十九の項まで及び二十一の項の上欄に掲げる事項	(略)
基準の表中四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項	(略)

ロ 基準の表中二十の項の上欄に掲げる事項に
 関して、水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業の場合であつて、当該水道用水供給事業者の検査の結果が基準値の五分の一以下であり、かつ、当該水道事業者が検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められるとき。ただし、過去一年間に

浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項	
基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項	(略)
基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げる事項	(略)
基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項	(略)

おける当該事項についての検査の結果が基準値の五分の一を超えた場合は、当該水道事業者が検査を実施し、おおむね三箇月に一回以上とすること。

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 基準の表中一の項、二の項、三十九の項及び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

3
8 (略)

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第八条の三(第一項第三号を除く。)から第十一条まで、第十五条(第一項第三号ニ及び第四号ロを除く。)から第十七条の三(第三項第一号ロを除く。)まで、第十七条の四及び第十七条の五(第五号を除く。)から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

3
8 (略)

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第八条の三(第一項第三号を除く。)から第十一条まで、第十五条から第十七条の三(第三項第一号ロを除く。)まで、第十七条の四及び第十七条の五(第五号を除く。)から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において

業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三 条 第十 一条	(略)	(略)
第十五 条第一 項	簡易水道事業を 営する水道事業者 水道用水供給事業 者	専用水道の設置者 水道事業者、水道 用水供給事業者又 は他の専用水道の 設置者

、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三 条 第十 一条	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)

第十五条第一項及び第二項	(略)	(略)
第十條の七	(略)	(略)
第十五条第一項及び第二項	(略)	(略)
第十條の七	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和八年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

- 2 この省令による改正後の水道法施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第一項第三号ニ及び第四号ロ（同令第五十四条において準用する場合を含む。）の適用については、施行日前に実施した水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第十九号）による改正後の水

質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表中二十の項の上欄に掲げる事項について同令に規定する環境大臣が定める方法によつて行う検査又はこれに相当する検査は、新規則第十五条第一項第三号ニ及び第四号ロ（同令第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による検査とみなす。